

除染済み牧草の放射性物質調査結果通知書

平成27年6月24日

「平成27年度粗飼料の放射性物質検査方針」(平成27年3月宮城県農林水産部畜産課)に基づき、粗飼料に関する検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

旧市町村名	草種 (番草)	放射性セシウム濃度		結果
		測定値	換算値	
大崎市の旧 松山町	永年生牧草 (一番草)	41.3Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	肉用牛 利用可
		68.4Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	
		66.7Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	

※換算値は、測定値を水分含量80%に補正した値です。

※肉用牛利用可（換算値50Bq/kg以下）：今後、肉用牛農家で牧草の利用が可能です。

ただし、地域内（旧市町村単位）で100Bq/kg超の牧草が確認された場合は、安全性を確認するため、原則として生産者毎の検査を行います。

※なお、原則として酪農家へ譲渡しないでください。酪農家へ譲渡したい場合は、より精密な検査が必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

※この結果にかかわらず、廃用牛を出荷する場合は一定期間飼い直しが必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班
TEL022-211-2852

除染済み牧草の放射性物質調査結果通知書

平成27年6月24日

「平成27年度粗飼料の放射性物質検査方針」(平成27年3月宮城県農林水産部畜産課)に基づき、粗飼料に関する検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

旧市町村名	草種 (番草)	放射性セシウム濃度		結果
		測定値	換算値	
大崎市の旧 鹿島台町	永年生牧草 (一番草)	65.2Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	肉用牛 利用可
		66.2Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	
		65.0Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	

※換算値は、測定値を水分含量80%に補正した値です。

※肉用牛利用可（換算値50Bq/kg以下）：今後、肉用牛農家で牧草の利用が可能です。

ただし、地域内（旧市町村単位）で100Bq/kg超の牧草が確認された場合は、安全性を確認するため、原則として生産者毎の検査を行います。

※なお、原則として酪農家へ譲渡しないでください。酪農家へ譲渡したい場合は、より精密な検査が必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

※この結果にかかわらず、廃用牛を出荷する場合は一定期間飼い直しが必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班
TEL022-211-2852

除染済み牧草の放射性物質調査結果通知書

平成27年6月24日

「平成27年度粗飼料の放射性物質検査方針」(平成27年3月宮城県農林水産部畜産課)に基づき、粗飼料に関する検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

旧市町村名	草種 (番草)	放射性セシウム濃度		結果
		測定値	換算値	
大崎市の旧 田尻町	永年生牧草 (一番草)	66.7Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	肉用牛 利用可
		54.2Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	
		54.3Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	

※換算値は、測定値を水分含量80%に補正した値です。

※肉用牛利用可（換算値50Bq/kg以下）：今後、肉用牛農家で牧草の利用が可能です。

ただし、地域内（旧市町村単位）で100Bq/kg超の牧草が確認された場合は、安全性を確認するため、原則として生産者毎の検査を行います。

※なお、原則として酪農家へ譲渡しないでください。酪農家へ譲渡したい場合は、より精密な検査が必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

※この結果にかかわらず、廃用牛を出荷する場合は一定期間飼い直しが必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班
TEL022-211-2852

除染済み牧草の放射性物質調査結果通知書

平成27年6月24日

「平成27年度粗飼料の放射性物質検査方針」(平成27年3月宮城県農林水産部畜産課)に基づき、粗飼料に関する検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

旧市町村名	草種 (番草)	放射性セシウム濃度		結果
		測定値	換算値	
涌谷町	永年生牧草 (一番草)	56.5Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	肉用牛 利用可
		61.1Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	
		59.8Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	

※換算値は、測定値を水分含量80%に補正した値です。

※肉用牛利用可（換算値50Bq/kg以下）：今後、肉用牛農家で牧草の利用が可能です。

ただし、地域内（旧市町村単位）で100Bq/kg超の牧草が確認された場合は、安全性を確認するため、原則として生産者毎の検査を行います。

※なお、原則として酪農家へ譲渡しないでください。酪農家へ譲渡したい場合は、より精密な検査が必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

※この結果にかかわらず、廃用牛を出荷する場合は一定期間飼い直しが必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班
TEL022-211-2852

除染済み牧草の放射性物質調査結果通知書

平成27年6月24日

「平成27年度粗飼料の放射性物質検査方針」(平成27年3月宮城県農林水産部畜産課)に基づき、粗飼料に関する検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

旧市町村名	草種 (番草)	放射性セシウム濃度		結 果
		測定値	換算値	
美里町の旧 小牛田町	永年生牧草 (一番草)	64.0Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	肉用牛 利用可
		52.2Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	
		54.4Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	

※換算値は、測定値を水分含量80%に補正した値です。

※肉用牛利用可（換算値50Bq/kg以下）：今後、肉用牛農家で牧草の利用が可能です。

ただし、地域内（旧市町村単位）で100Bq/kg超の牧草が確認された場合は、安全性を確認するため、原則として生産者毎の検査を行います。

※なお、原則として酪農家へ譲渡しないでください。酪農家へ譲渡したい場合は、より精密な検査が必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

※この結果にかかわらず、廃用牛を出荷する場合は一定期間飼い直しが必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班
TEL022-211-2852

除染済み牧草の放射性物質調査結果通知書

平成27年6月24日

「平成27年度粗飼料の放射性物質検査方針」(平成27年3月宮城県農林水産部畜産課)に基づき、粗飼料に関する検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

旧市町村名	草種 (番草)	放射性セシウム濃度		結果
		測定値	換算値	
登米市の旧 津山町	永年生牧草 (一番草)	45.0Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	肉用牛 利用可
		41.5Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	
		44.9Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	

※換算値は、測定値を水分含量80%に補正した値です。

※肉用牛利用可（換算値50Bq/kg以下）：今後、肉用牛農家で牧草の利用が可能です。

ただし、地域内（旧市町村単位）で100Bq/kg超の牧草が確認された場合は、安全性を確認するため、原則として生産者毎の検査を行います。

※なお、原則として酪農家へ譲渡しないでください。酪農家へ譲渡したい場合は、より精密な検査が必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

※この結果にかかわらず、廃用牛を出荷する場合は一定期間飼い直しが必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班
TEL022-211-2852

除染済み牧草の放射性物質調査結果通知書

平成27年6月24日

「平成27年度粗飼料の放射性物質検査方針」(平成27年3月宮城県農林水産部畜産課)に基づき、粗飼料に関する検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

旧市町村名	草種 (番草)	放射性セシウム濃度		結果
		測定値	換算値	
気仙沼市の旧気仙沼市	永年生牧草 (一番草)	34.8Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	肉用牛 利用可
		22.3Bq/Kg未満	22.3Bq/Kg未満	
		22.9Bq/Kg未満	22.9Bq/Kg未満	

※換算値は、測定値を水分含量80%に補正した値です。

※肉用牛利用可（換算値50Bq/kg以下）：今後、肉用牛農家で牧草の利用が可能です。

ただし、地域内（旧市町村単位）で100Bq/kg超の牧草が確認された場合は、安全性を確認するため、原則として生産者毎の検査を行います。

※なお、原則として酪農家へ譲渡しないでください。酪農家へ譲渡したい場合は、より精密な検査が必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

※この結果にかかわらず、廃用牛を出荷する場合は一定期間飼い直しが必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班
TEL022-211-2852

除染済み牧草の放射性物質調査結果通知書

平成27年6月24日

「平成27年度粗飼料の放射性物質検査方針」(平成27年3月宮城県農林水産部畜産課)に基づき、粗飼料に関する検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

旧市町村名	草種 (番草)	放射性セシウム濃度		結果
		測定値	換算値	
気仙沼市の 旧本吉町	永年生牧草 (一番草)	35.0Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	肉用牛 利用可
		47.5Bq/Kg	12.4Bq/Kg	
		42.9Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	

※換算値は、測定値を水分含量80%に補正した値です。

※肉用牛利用可（換算値50Bq/kg以下）：今後、肉用牛農家で牧草の利用が可能です。

ただし、地域内（旧市町村単位）で100Bq/kg超の牧草が確認された場合は、安全性を確認するため、原則として生産者毎の検査を行います。

※なお、原則として酪農家へ譲渡しないでください。酪農家へ譲渡したい場合は、より精密な検査が必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

※この結果にかかわらず、廃用牛を出荷する場合は一定期間飼い直しが必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班
TEL022-211-2852

除染済み牧草の放射性物質調査結果通知書

平成27年6月24日

「平成27年度粗飼料の放射性物質検査方針」(平成27年3月宮城県農林水産部畜産課)に基づき、粗飼料に関する検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

旧市町村名	草種 (番草)	放射性セシウム濃度		結果
		測定値	換算値	
南三陸町の 旧志津川町	永年生牧草 (一番草)	43.6Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	肉用牛 利用可
		28.5Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	
		46.3Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	

※換算値は、測定値を水分含量80%に補正した値です。

※肉用牛利用可（換算値50Bq/kg以下）：今後、肉用牛農家で牧草の利用が可能です。

ただし、地域内（旧市町村単位）で100Bq/kg超の牧草が確認された場合は、安全性を確認するため、原則として生産者毎の検査を行います。

※なお、原則として酪農家へ譲渡しないでください。酪農家へ譲渡したい場合は、より精密な検査が必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

※この結果にかかわらず、廃用牛を出荷する場合は一定期間飼い直しが必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班
TEL022-211-2852

除染済み牧草の放射性物質調査結果通知書

平成27年6月24日

「平成27年度粗飼料の放射性物質検査方針」(平成27年3月宮城県農林水産部畜産課)に基づき、粗飼料に関する検査を行った結果は、下記のとおりです。

記

旧市町村名	草種 (番草)	放射性セシウム濃度		結果
		測定値	換算値	
南三陸町の 旧歌津町	永年生牧草 (一番草)	20.3Bq/Kg未満	20.3Bq/Kg未満	肉用牛 利用可
		29.7Bq/Kg未満	25.0Bq/Kg未満	
		21.5Bq/Kg未満	21.5Bq/Kg未満	

※換算値は、測定値を水分含量80%に補正した値です。

※肉用牛利用可（換算値50Bq/kg以下）：今後、肉用牛農家で牧草の利用が可能です。

ただし、地域内（旧市町村単位）で100Bq/kg超の牧草が確認された場合は、安全性を確認するため、原則として生産者毎の検査を行います。

※なお、原則として酪農家へ譲渡しないでください。酪農家へ譲渡したい場合は、より精密な検査が必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

※この結果にかかわらず、廃用牛を出荷する場合は一定期間飼い直しが必要ですので、家保・畜振部にご相談ください。

宮城県農林水産部畜産課草地飼料班
TEL022-211-2852

【肉用牛農家牧草地自肅要請解除状況】

現市町村	モニタリング調査が終了した旧市町村 ()内は結果通知日		モニタリング調査が 終了していない現旧市町村
	肉用牛利用可	肉用牛仮解除 (番草)	
白石市			白石市
角田市			角田市
蔵王町			蔵王町
七ヶ宿町			七ヶ宿町
大河原町			大河原町
村田町			村田町
柴田町			柴田町
川崎町			川崎町
丸森町			丸森町
仙台市			仙台市
亘理町			亘理町
大和町	(6/17)		
大郷町	(6/17)		
富谷町	(6/17)		
大衡村	(6/17)		
大崎市	鳴子町(6/17) 松山町(6/24) 鹿島台町(6/24) 田尻町(6/24)		古川市, 三本木町
色麻町	(6/17)		
涌谷町	(6/24)		
美里町	小牛田町(6/24)		
栗原市			築館町, 若柳町, 高清水町 一迫町, 瀬峰町, 鶯沢町 志波姫町
登米市	津山町(6/24)		迫町, 登米町, 東和町 中田町, 豊里町, 米山町 石越町, 南方町
気仙沼市	気仙沼市(6/24) 本吉町(6/24)		
南三陸町	志津川町(6/24) 歌津町(6/24)		
石巻市	桃生町(6/17)		石巻市, 河北町, 雄勝町 河南町, 北上町, 牡鹿町
東松島市	矢本町(6/17) 鳴瀬町(6/17)		

注1) 表にない旧市町村は、戸別検査により自肅要請を解除します。

注2) 美里町旧南郷町は自肅要請していません。